

【法令名称】中華人民共和国社会保険法
【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】主席令第三十五号
【発布日】2010-10-28
【施行日】2011-07-01
【時限性】現行有効
【効力等級】法律
【全文】

中華人民共和国主席令

第 三 十 五 号

「中華人民共和国社会保険法」は既に、中華人民共和国第十一期全国人民代表大会常務委員会第十七回会議にて、2010年10月28日に採択されており、ここに公布し、2011年7月1日から施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2010年10月28日

中華人民共和国社会保険法

(2010年10月28日第十一期全国人民代表大会常務委員会第十七回会議にて採択)

目次

第一章 総則

第二章 基本養老保険

第三章 基本医療保険

第四章 労災保険

第五章 失業保険

第六章 生育保険

第七章 社会保険料の徴収納付

第八章 社会保険基金

第九章 社会保険取扱

第十章 社会保険監督

第十一章 法的責任

第十二章 附則

第一章 総則

第一条 社会保険関係を規範化し、公民が社会保険に加入し社会保険待遇を享受する適法の權益を擁護し、公民に発展の成果を享受させ、調和の取れた安定した社会の形成を促すことを目的として、憲法に基づき、本法を制定する。

第二条 国が基本養老保険、基本医療保険、労災保険、失業保険、生育保険等の社会保険制度を構築し、公民が老齡、疾病、労災、失業、生育等の状況下において、法により国及び社会から物質的援助を受ける権利を保障する。

第三条 社会保険制度は、あまねくカバーする、人民の基本的生活を守る、複数レベル、持続可能という方針を堅持し、社会保険のレベルは、経済、社会の発展レベルと釣り合うものでなければならない。

第四条 中華人民共和国国内の雇用主及び個人が法により、社会保険料を納付し、納付記録、個人權益記録を照会し、社会保険取扱機関に社会保険相談等の係るサービスを提供するよう求める権利を有する。

個人は法により、社会保険待遇を享受し、本企業による納付状況を監督する権利を有する。

第五条 県級以上の人民政府は社会保険事業を国民経済及び社会発展計画に組み入れる。

国は多くのルートから社会保険資金を拠出する。県級以上の人民政府は社会保険事業に対し必要な経費援助を行う。

国は租税優遇政策により社会保険事業を支援する。

第六条 国は社会保険基金の厳格な監督管理を行う。

国務院及び省、自治区、直轄市人民政府は健全たる社会保険基金監督管理制度を構築し、社会保険基金の安全且つ有効な運営を保障する。

県級以上の人民政府が措置を講じ、社会の各方面が社会保険基金の監督に参加することを奨励し支持する。

第七条 国務院社会保険行政部門は全国の社会保険管理業務を行い、国務院のその他係る部門が各自の職責範囲内で係る社会保険業務を行う。

県級以上の地方人民政府社会保険行政部門が本行政区域の社会保険管理業務を行い、県級以上地方人民政府のその他係る部門が各自の職責範囲内で係る社会保険業務を行う。

第八条 社会保険取扱機関が社会保険サービスを提供し、社会保険登記、個人権益記録、社会保険待遇給付等の業務を行う。

第九条 労働組合が法により、従業員の適法的権益を擁護し、社会保険の重大事項の研究に参加し、社会保険監督委員会に参加し、従業員社会保険権益関連事項の監督を行う権利を有する。

第二章 基本養老保険

第十条 従業員は基本養老保険加入義務があり、雇用主及び従業員が共同で基本養老保険料を納付する。

従業員を雇っていない個人商工業者、雇用先で基本養老保険に未加入の非全日制従業員及びその他フレックスタイム制の就労者は基本養老保険に加入することができ、個人で基本養老保険料を納付する。

公務員及び公務員法を参照し管理する職員の養老保険の弁法は国務院が規定する。

第十一条 基本養老保険は社会による一元的な徴収給付と個人口座を合わせて行う。

基本養老保険基金は雇用主と個人による納付及び政府補助金等によって構成される。

第十二条 雇用主は国が定める本企業従業員の賃金総額の比率に基づき基本養老保険料を納付し、基本養老保険統括基金に振込まなければならない。

従業員は国が定める本人の賃金の比率に基づき、基本養老保険料を納付し、個人口座に振込まなければならない。

従業員を雇っていない個人商工業者、雇用先で基本養老保険に未加入の非全日制従業員及びその他フレックスタイム制の就労者が、基本養老保険に加入する場合、国の規定に基づき基本養老保険料を納付し、それぞれ、基本養老保険統括基金と個人口座に振込まなければならない。

第十三条 国有企業、事業単位の従業員が基本養老保険に加入する前の見なし納付期間の納付すべき基本養老保険料は政府が負担する。

基本養老保険基金に給付不足状況が発生した場合、政府が補助金を給付する。

第十四条 個人口座から繰り上げ給付を受けてはならず、記帳利率は銀行定期預金利率を下回ってはならず、利子税は免除される。個人が死亡した場合、個人口座の残高は相続することができる。

第十五条 基本養老金は統括養老金と個人口座養老金から構成される。

基本養老金は個人の累計納付年数、納付賃金、当地の従業員平均賃金、個人口座金額、都市人口平均寿命の予測等により確定される。

第十六条 基本養老保険に加入した個人は、法定の退職年齢に達した時に累計納付年数が満 15 年である場合、毎月、基本養老金を受給する。

基本養老保険に加入した個人が、法定の退職年齢に達した時の累計納付年数が 15 年未満である場合、満 15 年に達するまで納付し、毎月、基本養老金を受給できる。新型農村社会養老保険又は都市住民社会養老保険に変更し、国务院規定に基づき、相応する養老保険待遇を受けられることもできる。

第十七条 基本養老保険に加入した個人が、病気で又は業務によらない原因で死亡した場合、その遺族は、葬儀補助金及び救済金を受給することができる。法定の退職年齢に達する前に病気で又は業務によらない原因で障害が残り労働能力を完全に喪失した場合、病気障害者手当を受給できる。必要な資金は基本養老保険基金から給付される。

第十八条 国が基本養老金の正常な調整メカニズムを構築する。従業員の平均賃金の上昇、物価上昇の状況に基づき、適時、基本養老保険待遇レベルを引き上げる。

第十九条 個人が包括地域を跨って就業した場合、その基本養老保険関係も本人と共に移管し、納付年数は累計して計算する。個人が法定退職年齢に達した時、基本養老金は段階ごとに計算し、統一して給付する。具体的な弁法は国务院が規定する。

第二十条 国は新型農村社会養老保険制度の構築及び整備を行う。

新型農村社会養老保険は、個人納付、集団補助及び政府手当を合わせて行う。

第二十一条 新型農村社会養老保険待遇は、基礎養老金及び個人口座養老金から構成される。

新型農村社会養老保険に加入した農村住民が、国の規定条件を満たす場合、毎月、新型農村社会養老保険待遇を受給する。

第二十二条 国が都市住民社会養老保険制度の構築及び整備を行う。

省、自治区、直轄市人民政府は実情に基づき、都市住民社会養老保険及び新型農村社会養老保険を合併して実施することができる。

第三章 基本医療保険

第二十三条 従業員は従業員基本医療保険に加入し、雇用主及び従業員が国の規定に基づき共同で、基本医療保険料を納付する。

従業員を雇っていない個人商工業者、雇用先で基本養老保険に未加入の非全日制従業員及びその他フレックスタイム制の就労者は、従業員基本医療保険に加入し、個人が国の規定に基づき、基本医療保険料を納付することができる。

第二十四条 国は新型農村合作医療制度の構築及び整備を行う。

新型農村合作医療の管理弁法は、国务院が規定する。

第二十五条 国は都市住民基本医療保険制度の構築及び整備を行う。

都市住民基本医療保険は個人納付及び政府補助金を合わせて行う。

最低生活保障を受ける者、労働能力を喪失した身体障害者、低収入家庭の満六十歳以上の高齢者及び未成年者等の個人納付が必要な部分は、政府が補助金を給付する。

第二十六条 従業員基本医療保険、新型農村合作医療及び都市住民基本医療保険の待遇基準は国の規定に基づき執行する。

第二十七条 従業員基本医療保険加入の個人が、法定の退職年齢に達した時の累計納付年数が国の規定の年数に達している場合、定年退職後、基本医療保険料を納付することなく、国の規定に基づき、基本医療保険待遇を享受する。国が定める年数に達していない場合、国が定める年数に達するまで納付できる。

第二十八条 基本医療保険薬品リスト、診療項目、医療サービス施設基準及び急診、応急に適合する医療費用は、国の規定に基づき、基本医療保険基金から支払う。

第二十九条 保険加入者の医療費用のうち、基本医療保険基金から支払うべき部分は、社会保険取扱機関と医療機関、薬品取扱企業が直接精算する。

社会保険行政部門及び衛生行政部門は、他地域診療による医療費用の精算制度を構築し、保険加入者が基本医療保険待遇を受ける上での便宜を図らなければならない。

第三十条 次に列挙する医療費用は基本医療保険基金の支払範囲外である。

(一) 労災保険基金から支払うべき場合。

(二) 第三者が負担すべき場合。

(三) 公共衛生が負担すべき場合。

(四) 国外で治療を受けた場合。

医療費用は、法により第三者が負担すべきものについて、第三者が支払わない又は第三者を確定できない場合、先に基本医療保険基金から支払う。基本医療保険基金から支払後、第三者に求償する権利を有する。

第三十一条 社会保険取扱機関は管理サービスの需要に応じて、医療機関、薬品取扱企業とサービス協議書を締結し、医療サービス行為の規範化を行うことができる。

医療機関は保険加入者に適切且つ必要な医療サービスを提供しなければならない。

第三十二条 個人が包括地域を跨って就業した場合、その基本医療保険関係は本人と共に移管し、納付年数は累計計算する。

第四章 労災保険

第三十三条 従業員は、労災保険加入義務があり、雇用主が労災保険料を納付し、従業員は労災保険料を納付しない。

第三十四条 国は業種ごとの労災危険度に基づき、業種ごとの料金率を確定し、且つ労災保険基金の使用、労災発生率等の状況に基づき、各業種内の料金率のランクを確定する。業種ごとの料金率及び業種内料金率のランクは国務院社会保険行政部門が制定し、国務院の許可を取得後、公布し施行する。

社会保険取扱機関は雇用主による労災保険基金の使用、労災発生率及び所属業種の料金率のランク等の状況に基づき、雇用主の納付比率を確定する。

第三十五条 雇用主は、本企業の従業員賃金総額に基づき、社会保険取扱機関が確定した料金率に応じて、労災保険料を納付する。

第三十六条 従業員が業務上の事由により、事故で負傷し又は職業病にかかり、労災認定を経ている場合、労災保険待遇を享受する。このうち、労働能力鑑定の結果、労働能力を喪失したことが判明した場合、身体障害待遇を享受する。

労災認定及び労働能力の鑑定は、簡潔且つ便宜的なものでなければならない。

第三十七条 従業員が下記の状況のいずれかにより、本人が業務中に死傷した場合、労災と認定しない。

- (一)故意の犯罪。
- (二)酒酔い又はドラッグ服用。
- (三)自傷又は自殺。
- (四)法律、行政法規が定めるその他状況。

第三十八条 労災により発生した下記費用は、国の規定に基づき、労災保険基金から支払う。

- (一)労災治療の医療費用及びリハビリ費用。
- (二)入院食事補助金。

(三) 包括地域外で治療を受けた時の交通費、食費、宿泊費。

(四) 身体障害補助器具取付装備に要する費用。

(五) 生活を自力でできない場合に、労働能力鑑定委員会が確認した生活介護費。

(六) 障害者一括補助金及び一級から四級までの身体障害従業員が毎月受給する障害者手当。

(七) 労働契約の終了又は解除時に、享受すべき一括医療補助金。

(八) 業務上の事由により死亡した場合、その遺族が受け取った葬儀補助金、親族扶養救済金及び業務上の事由による死亡の補助金。

(九) 労働能力鑑定費。

第三十九条 労災により発生した下記の費用は、国の規定に基づき、雇用主が支払う。

(一) 労災治療期間中の賃金、福利厚生。

(二) 五級、六級の身体障害従業員が毎月受給する障害者手当。

(三) 労働契約の終了又は解除時、享受すべき障害者一括就業補助金。

第四十条 労災従業員は基本養老金受給条件を満たす場合、障害者手当の給付を停止し、基本養老保険待遇を享受する。基本養老保険待遇が障害者手当を下回る場合、労災保険基金から差額を補う。

第四十一条 従業員の雇用主が法により労災保険料を納付しておらず、労災事故が発生した場合、雇用主が労災保険待遇を支払う。雇用主が支払わない場合、先に労災保険基金から支払う。

労災保険基金から先に支払った労災保険待遇は雇用主が返還しなければならない。雇用主が返還しなかった場合、社会保険取扱機関は、本法第六十三条の規定に基づき、求償できる。

第四十二条 第三者の原因により労災が発生し、第三者が労災医療費用を支払わない又は第三者を確定できない場合、先に労災保険基金から支払う。労災保険基金から支払後、第三者に求償する権利を有する。

第四十三条 労災従業員に下記のいずれかがある場合、労災保険待遇を停止する。

(一)待遇享受条件を喪失した場合。

(二)労働能力鑑定を拒否した場合。

(三)治療を拒否した場合。

第五章 失業保険

第四十四条 従業員は、失業保険加入義務があり、雇用主及び従業員が国の規定に基づき共同で失業保険料を納付する。

第四十五条 失業者が下記の条件に合致する場合、失業保険基金から失業保険金を受給する。

(一)失業前に、雇用主及び本人が失業保険料を既に満1年納付している場合。

(二)本人の意思によらずに就業を中断した場合。

(三)既に失業登記をしており、求職希望がある場合。

第四十六条 失業者が失業前に、雇用主及び本人の累計納付年数が満1年以上5年未満である場合、失業保険金の受給期間は最長で12ヶ月とする。累計納付年数が満5年以上10年未満である場合、失業保険金受給期間は最長で18ヶ月とする。累計納付年数が満10年以上である場合、失業保険金受給期間は最長で24ヶ月とする。再就職後、再び失業した場合、納付時間を計算し直し、失業保険金受給期間は前回の失業時に受給すべきであったが未受給の失業保険金の期間と合わせて計算し、最長で24ヶ月を超えないものとする。

第四十七条 失業保険金の基準は、省、自治区、直轄市人民政府が確定し、都市住民の最低生活保障基準を下回ってはならない。

第四十八条 失業者が失業保険金受給期間中に、従業員基本医療保険に加入し、基本医療保険待遇を享受する。

失業者が納付すべき基本医療保険料は失業保険基金から支払い、個人は基本医療保険料を納付しない。

第四十九条 失業者が失業保険金受給期間中に死亡した場合、当地の在職中従業員死亡に関する規定を参照し、その遺族に一括葬儀補助金及び救済金を支給する。必要な資金は失業保険基金から支払う。

個人の死亡が同時に基本養老保険葬儀補助金、労災保険葬儀補助金及び失業保険葬儀補助金の受給条件を満たす場合、その遺族は、このうちの一つしか選択できない。

第五十条 雇用主は、速やかに、失業者に労働関係の終了又は解除の証明を発行し、失業者の名簿を労働関係終了又は解除日より15日以内に社会保険取扱機関に通知しなければならない。

失業者は、本企業が発行した労働関係終了又は解除の証明を持って、速やかに指定の公共就業サービス機関にて失業登記を行わなければならない。

失業者は失業登記証明及び個人身分証明をもって、社会保険取扱機関にて失業保険金受給のための手続きを行う。失業保険金の受給期間は失業登記日より起算する。

第五十一条 失業者が失業保険金受給期間中に下記の状況のいずれかがある場合、失業保険金の受給を停止し、同時に、その他失業保険待遇を停止する。

(一)再就職した場合。

(二)兵役に服した場合。

(三)国外に転居した場合。

(四)基本養老保険待遇を享受している場合。

(五)正当な理由なく、当地の人民政府指定部門又は機関が紹介した適切な仕事又は提供した研修を拒否した場合。

第五十二条 従業員が包括地域を跨って就業した場合、その失業保険関係も本人と共に移管し、納付年数は累計計算する。

第六章 生育保険

第五十三条 従業員は生育保険加入義務があり、雇用主が国の規定に基づき生育保険料を納付し、従業員は生育保険料を納付しない。

第五十四条 雇用主が既に生育保険料を納付している場合、その従業員は生育保険待遇を享受する。従業員の未就職の配偶者は国の規定に基づき、生育医療費用待遇を享受する。必要な資金は生育保険基金から支払う。

生育保険待遇には生育医療費用及び生育手当が含まれる。

第五十五条 生育医療費用は下記の通りである。

- (一) 生育の医療費用。
- (二) 一人っ子政策の医療費用。
- (三) 法律、法規の定めるその他項目の費用。

第五十六条 従業員に下記のいずれかの状況がある場合、国の規定に基づき生育手当を受給できる。

- (一) 女子従業員は出産し、出産休暇を享受した場合。
- (二) 一人っ子政策の手術による休暇を享受した場合。
- (三) 法律、法規の定めるその他状況。

生育手当は従業員の雇用主での前年度の従業員月額平均賃金に基づき計算し給付する。

第七章 社会保険料の徴収納付

第五十七条 雇用主は設立日より30日以内に営業許可証、登記証書又は会社の公印をもって、当地の社会保険取扱機関にて社会保険登記を行わなければならない。社会保険取扱機関は、申請を受理した日より15日以内に審査の上、社会保険登記証書を発給しなければならない。

雇用主の社会保険登記事項に変更が生じ又は雇用主が法により終了した場合、変更又は終了日より30日以内に、社会保険取扱機関にて社会保険登記の変更又は抹消をしなければならない。

工商行政管理部門、民政部門及び機構編制管理機関は速やかに社会保険取扱機関に、雇用主の設立、終了状況を通知しなければならない。公安機関は速やかに社会保険取扱機関に個人の出生、死亡、及び戸籍登記、転居、抹消等の状況を通知しなければならない。

第五十八条 雇用主は雇用日より30日以内に、その従業員のために、社会保険取扱機関に申請し、社会保険登記を行わなければならない。社会保険登記を行っていない場合、社会保険取扱機関がその納付すべき社会保険料を査定する。

従業員を雇っていない社会保険加入意思のある個人商工業者、雇用先で社会保険未加入の非全日制従業員及びその他フレックスタイム制の就労者は、社会保険取扱機関に申請し社会保険登記をしなければならない。

国が全国共通の個人社会保障番号を構築する。個人社会保障番号は、公民の身分番号とする。

第五十九条 県級以上の人民政府が社会保険料の徴収作業を強化する。

社会保険料は、統一徴収を行い、その実施手順及び具体的弁法は国务院が規定する。

第六十条 雇用主が自己申告し、期日通りに社会保険料を全額納付しなければならず、不可抗力等の法定事由を除き、延期したり、減免してはならない。従業員が納付すべき社会保険料は雇用主が源泉徴収し、雇用主が毎月、社会保険料納付の詳細状況を本人に告知しなければならない。

従業員を雇っていない個人商工業者、雇用先で社会保険に未加入の非全日制従業員及びその他フレックスタイム制の就労者は、直接、社会保険料徴収機関に社会保険料を納付することができる。

第六十一条 社会保険料徴収機関は法により、期日通りに社会保険料を全額徴収し、且つ納付状況を定期的に雇用主及び個人に告知しなければならない。

第六十二条 雇用主が規定に基づき、納付すべき社会保険料金額を申告していない場合、当該企業の前月の納付額の110%で、納付すべき金額を確定しなければならない。納付企業が申告手続きを補完後、社会保険料徴収機関が規定に基づき精算する。

第六十三条 雇用主が期日通りに、社会保険料を全額納付していない場合、社会保険料徴収機関が期限付きで、納付又は補足するよう命じる。

雇用主が期限を過ぎても社会保険料を納付していない又は社会保険料を補足していない場合、社会保険料徴収機関は、銀行及びその他金融機関に、その預金口座を照会できる。また、県級以上の係る行政部門に社会保険料の割当を決定するよう申請した上で、その口座開設銀行又はその他金融機関に社会保険料の割当を書面にて通知できる。雇用主の口座残高が納

付すべき社会保険料を下回る場合、社会保険料徴収機関は、当該企業に、担保を提供し、納付延期協議書を締結するよう求めることができる。

雇用主が社会保険料を全額納付しておらず且つ担保を提供していない場合、競売により得た資金と社会保険料の相殺を行うために、社会保険料徴収機関は裁判所に対し納付すべき社会保険料に相当する財産の押収、差押え、競売を申し立てることができる。

第八章 社会保険基金

第六十四条 社会保険基金には、基本養老保険基金、基本医療保険基金、労災保険基金、失業保険基金及び生育保険基金が含まれる。各社会保険基金は、社会保険の種類別に帳簿を開設し、帳簿別に計算し、国の統一した会計制度を執行する。

社会保険基金は、専用資金として指定用途のみに使用し、如何なる組織及び個人も横領、流用してはならない。

基本養老保険基金は、段階的に全国一元化を実現し、その他社会保険基金は段階的に、省級一元化を実施し、具体的な時間、手順は国務院が規定する。

第六十五条 社会保険基金は、予算により収支バランスを図る。

県級以上人民政府は、社会保険基金に支払不足が発生した場合、補助金を給付する。

第六十六条 社会保険基金は、一元化レベルに基づき予算を組む。社会保険基金の予算は社会保険項目別に組む。

第六十七条 社会保険基金の予算、決算草案の作成、審査及び許可は、法律及び国務院の規定に基づき執行する。

第六十八条 社会保険基金は財政専用口座に預け入れ、具体的な管理弁法は国務院が規定する。

第六十九条 社会保険基金は安全保証を前提として、国務院の規定に基づき投資運営し、財産価値の維持と増加を実現する。

社会保険基金は、規則に違反した投資運営を行ったり、その他政府予算の均衡に用いたり、執務場所の建設、改築に使用したり、人件費、運営費、管理費の支出に使ったり、又は法律、行政法規の規定に違反してその他用途に流用してはならない。

第七十条 社会保険取扱機関は定期的に社会に対して、社会保険加入情况及び社会保険基金の収入、支出、残高、収益状況を公表しなければならない。

第七十一条 国は全国社会保障基金を設立し、中央財政予算からの割当金、及び国務院が許可した其他方式で拠出した資金により構成され、社会保障支出の補充、調整に使用する。全国社会保障基金は全国社会保障基金管理運営機関が管理運営に責任を負い、安全保証を前提として、資産価値の維持と増加を実現する。

全国社会保障基金は定期的に、社会に収支、管理及び投資運営の状況を公表しなければならない。国務院の財政部門、社会保険行政部門、監査機関は全国社会保障基金の収支、管理、投資運営状況の監督を実施する。

第九章 社会保険取扱

第七十二条 包括地域に社会保険取扱機関を設立する。社会保険取扱機関は業務上の必要に応じて、所在地の社会保険行政部門及び機構編制管理機関の許可を経て、本包括地域に分支機構及びサービス拠点を設立できる。

社会保険取扱機関の人件費及び社会保険取扱により発生した基本運営費用、管理費用については、同レベルの財政から、国の規定に基づき保障される。

第七十三条 社会保険取扱機関は健全たる業務、財務、安全、及びリスク管理制度を構築しなければならない。

社会保険取扱機関は期日通りに社会保険待遇を全額支給しなければならない。

第七十四条 社会保険取扱機関は、業務取扱、統計、調査により社会保険業務に必要なデータを取得し、係る企業及び個人は速やかに、事実に基づき、提供しなければならない。

社会保険取扱機関は、速やかに、雇用主のために書類保管を行い、社会保険の加入者、納付等の社会保険データの記録を完全且つ正確に行い、登記、申告した原始証憑及び支払い決算の会計証憑を適切に保管しなければならない。

社会保険取扱機関は速やかに、完全且つ正確に、社会保険加入者の個人納付及び雇用主による納付、及び社会保険待遇享受等の個人権益の記録を行い、定期的に、個人権益記録書を本人に無料で郵送する。

雇用主及び個人は、無料で社会保険取扱機関に、その納付及び社会保険待遇享受記録の照会、照合を行い、社会保険取扱機関に社会保険相談等の関連サービスの提供を求めることができる。

第七十五条 全国社会保険情報システムは国の統一計画に基づき、県級以上人民政府がレベル別に責任を負うという原則に則り、共同で構築する。

第十章 社会保険監督

第七十六条 各級人民代表大会常務委員会は、本級人民政府による社会保険基金の收支、管理、投資運営及び監督検査状況の個別業務報告を聴取の上審議し、本法実施状況の法執行検査等を組織し、法により監督権限を行使する。

第七十七条 県級以上人民政府の社会保険行政部門は、雇用主及び個人による社会保険法律、法規の遵守状況の監督検査を強化しなければならない。

社会保険行政部門が監督検査を実施する時、検査を受ける雇用主及び個人は、事実に基づき、社会保険関係の資料を提供しなければならず、検査を拒否したり、虚偽報告、隠蔽報告をしてはならない。

第七十八条 財政部門、監査機関は各自の職責に基づき、社会保険基金の收支、管理及び投資運営状況の監督を実施する。

第七十九条 社会保険行政部門は、社会保険基金の收支、管理、及び投資運営状況の監督検査を行い、問題があることを発見した場合、是正意見を申入れ、法により処理決定を行う又は係る行政部門に処理するよう申し入れなければならない。社会保険基金の検査結果は、定期的に社会に公表しなければならない。

社会保険行政部門は社会保険基金の監督検査を行い、下記の措置を講じる権利を有する。

(一) 社会保険基金の收支、管理、投資運営関係資料の調査、記録、複製を行い、移転、隠匿、滅失する可能性のある資料を密封保存する。

(二) 調査事項と関係のある企業及び個人に尋問を行い、調査関連事項について説明、及び係る証明資料の提供を求める。

(三) 社会保険基金の隠匿、移転、横領、流用行為を制止すると共に是正を命じる。

第八十条 包括地域の人民政府が雇用主代表、保険加入者代表、及び労働組合代表、専門家等から構成される社会保険監督委員会を設立し、社会保険基金の収支、管理及び投資運営状況の掌握、分析を行い、社会保険業務について諮問意見及び提案を行い、社会監督を実施する。

社会保険取扱機関は社会保険監督委員会に社会保険基金の収支、管理及び投資運営状況について定期的に報告しなければならない。社会保険監督委員会は、会計事務所を起用し社会保険基金の収支、管理及び投資運営状況の年度監査及び個別監査を行うことができる。監査結果は社会に公表しなければならない。

社会保険監督委員会は社会保険基金の収支、管理及び投資運営に存在する問題を発見した場合、是正意見を申し入れる権利を有する。社会保険取扱機関及びその業務人員の違法行為について、係る部門に法により処理するよう申し入れる権利を有する。

第八十一条 社会保険行政部門及びその他関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関及びその業務人員は、法により雇用主及び個人の情報を秘密保持する義務を負い、如何なる形式によっても漏洩してはならない。

第八十二条 如何なる組織又は個人も社会保険法律、法規に違反する行為について通報、苦情申し立てを行う権利を有する。

社会保険行政部門、衛生行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関及び財政部門、監査機関は、本部門、本機関の職責範囲内の通報、苦情申し立てについて、法により処理しなければならない。本部門、本機関の職責範囲外である場合、書面通知の上、処理権限のある部門、機関に移管し処理を求めなければならない。処理の権限を持つ部門、機関は遅滞なく処理しなければならず、なすりつけ合ってはならない。

第八十三条 雇用主又は個人は、社会保険料徴収機関の行為が自己の適法な権益を侵害すると判断した場合、法により行政不服審査を申請し又は行政訴訟を提起することができる。

雇用主又は個人は、社会保険取扱機関が法により社会保険登記、社会保険料の査定、社会保険待遇の支払、社会保険移管継続手続きを行わない、又はその他社会保険権益を侵害する行為について、法により行政不服審査を申請する又は行政訴訟を提起することができる。

個人と所属する雇用主の間で社会保険紛争が発生した場合、法により調停、仲裁を申立て、訴訟を提起することができる。雇用主が個人の社会保険の権益を侵害した場合、個人は社会保険行政部門又は社会保険料徴収機関に対して法により処理するよう要求することもできる。

第十一章 法的責任

第八十四条 雇用主が社会保険登記を行わなかった場合、社会保険行政部門は期限付きの是正を命じる。期限を過ぎても是正しなかった場合、雇用主を、納付すべき社会保険料金額の1倍以上3倍以下の罰金に処し、それに直接に責任を負う主管人員及びその他直接の責任者を500元以上3000元以下の罰金に処する。

第八十五条 雇用主は労働関係の終了又は解除証明の発行を拒否した場合、「中華人民共和国労働契約法」の規定に基づき処理する。

第八十六条 雇用主が期日通りに社会保険料を全額納付していない場合、社会保険料徴収機関は期限付きで納付又は補足するよう命じ、且つ滞納日より、1日につき、1万分の5の滞納金を追徴する。期限を過ぎても納付しない場合、係る行政部門は滞納金額の1倍以上3倍以下の罰金に処する。

第八十七条 社会保険取扱機関及び医療機関、薬品取扱企業等の社会保険サービス機関が詐欺を働き、証明資料を偽造し又はその他手段により社会保険基金を詐取した場合、社会保険行政部門は詐取された社会保険基金の返還を命じ、詐取金金額の2倍以上5倍以下の罰金に処する。社会保険サービス機関に属す場合、サービス協議書を解除する。直接に責任を負う主管人員及びその他直接責任者が執務資格を有する場合、法によりその執務資格を取り上げる。

第八十八条 詐欺を働き、証明資料を偽造し又はその他手段により社会保険待遇を詐取した場合、社会保険行政部門は詐取された社会保険金の返還を命じ、詐取金金額の2倍以上5倍以下の罰金に処する。

第八十九条 社会保険取扱機関及びその業務人員に下記のいずれかがある場合、社会保険行政部門が是正を命じる。社会保険基金、雇用主又は個人に損害をもたらした場合、法により賠償責任を負う。直接に責任を負う主管人員及びその他直接の責任者については法により処分する。

(一)社会保険の法定職責を履行していない場合。

(二)社会保険基金を財政専用口座に預け入っていない場合。

(三)ピンはねした又は期日通りに社会保険待遇を支払うことを拒否した場合。

(四)納付記録、社会保険待遇享受記録等の社会保険データ、個人権益記録を紛失又は改ざんした場合。

(五)社会保険の法律、法規に違反するその他行為がある場合。

第九十条 社会保険料徴収機関が無断で社会保険料の納付基数、料金率を変更したことで、社会保険料の過少徴収又は過剰徴収が発生した場合、係る行政部門が、納付すべき社会保険料の追納又は納付する必要のない社会保険料の返還を命じ、直接に責任を負う主管人員及びその他直接の責任者を法により処分する。

第九十一条 本法の規定に違反し、社会保険基金の隠匿、移転、横領、流用を行い又は規則に違反して投資運営を行った場合、社会保険行政部門、財政部門、監査機関が返還を命じる。違法取得がある場合、違法取得を没収する。直接に責任を負う主管人員及びその他直接の責任者を法により処分する。

第九十二条 社会保険行政部門及びその他係る行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関及びその職員が雇用主及び個人情報情報を漏洩した場合、直接に責任を負う主管人員及びその他直接責任者を法により処分する。雇用主又は個人に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

第九十三条 国の職員が社会保険管理、監督業務において職権乱用し、職務を怠り、私利を図った場合、法により処分する。

第九十四条 本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。

第十二章 附則

第九十五条 都市出稼ぎ労働者である農村住民は、本法の規定に基づき社会保険に加入する。

第九十六条 農村集団所有の土地を収用する場合、土地収用対象農民の社会保険料を全額手配し、国务院の規定に基づき土地収用対象の農民を相応する社会保険制度に組み入れなければならない。

第九十七条 外国人が中国国内で就業する場合、本法の規定を準用して社会保険に加入する。

第九十八条 本法は2011年7月1日から施行する。